

違約金を全国最高 30%に引き上げ

3月から適用開始

石川県が談合防止強化策

石川県は、談合があった場合に落札業者が支払う違約金の額を全国の都道府県の中で最も高い、請負金額の30%に引き上げることにした。10年以内に再犯した者や談合を首謀したり誓約書を出したにもかかわらず違反した者にはさらに5%を加算する。県発注工事の震災復興工事をめぐる談合事件を受け、談合防止策を話し合ったために設置した談合防止庁内緊急対策会議での協議を踏まえて決めた。3月1日以降の契約案件から適用する。

同会議は杉本勇寿副知事をトップに、契約業務所管担当部長らで構成する庁内組織で、談合の再発防止に向け、経済制裁のためのペナルティー強化策を検討していた。

同会議は杉本勇寿副知事をトップに、契約業務所管担当部長らで構成する庁内組織で、談合の再発防止に向け、経済制裁のためのペナルティー強化策を検討していた。

解除されずに着工するケースもあることから、直工費への影響を抑え、工

事品質を確保する観点から、設定する違約金の割合は請負金額の30%が限界であると判断した。会場で尾崎良一県土木部次長は「30%は業者にとって大きなマイナス。談合をしても得にはならない」という県の姿勢を示した」と説明した。これまでは愛知県と三重県が20%の違約金と再犯者などに対する10%の上乗せを設定し、都道府県の中で最も高い違約金となっていたが、今回の引き上げにより、違約金の部分に関しては、石川県が全国で一番厳しいペナルティーとなる。北陸の他の自治体は、新潟、富山、福井が10%に設定している。このうち、福井県は5%の上乗せ分も用意している。